

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成24年度第2回会議
開催日時	平成24年11月8日（木曜日） 午後2時から4時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：小藤田委員、水野委員、山田委員、米田委員 事務局：池田企画部長、森本企画部参与兼企画政策課長、前田企画部主幹、山本資産税課長、武田土地係長、大橋家屋償却資産係長、湊都市整備部参与兼都市計画課長、加藤都市計画課主査、並木都市計画課主事、東原道路管理課長、福本道路台帳係長、等々カスポーツ振興課長、後藤スポーツ振興係長高橋企画政策課主査、原島企画政策課主査
議題	1 事務手数料の適正化について 2 スポーツ施設使用料の適正化について（諮問） 3 その他
会議資料の名称	資料1 事務手数料に係る説明資料 資料2 南町スポーツ・文化交流センター駐車場使用料について 資料3 平成24年度原価計算書 資料4 田無駅周辺駐車場利用料金 資料5 多摩26市スポーツ施設駐車場有料化状況 資料6 駐車場有料化に伴う歳入見込み 参考資料 西東京市使用料の適正化について（諮問）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 事務手数料の適正化について</u> 資産税課長、都市計画課長、道路管理課長： 資料1に沿って説明</p> <p>会長： 測量図はIT化されているのか。</p> <p>資産税課長： 古いものは劣化が激しいため、合併前に全てデータ化している。新しいものは2～3年まとめてデータ化し、現在は平成21年度までデータ化が済んでいる。直近のものは本人が持っているため、ほとんど写しを取りに来ることがない。 データ化していないと、1～2時間の作業時間がかかるが、データ化したことで効率化が図られている。</p> <p>会長： 図面のIT化はしていないのか。</p> <p>資産税課長： PDFで保存しているだけである。 測量図は、本来は登記所が所有するもので、市は副本を所有しているにすぎない。しかし、登</p>	

記所は保存年限があり、古いものは所有していない。市では過去のものも保管しているので、よりいい保存方法があれば検討していきたい。

○会長：

滅失証明に関しては、毎年現場を見ていて、その後、滅失したものを現場確認しているということか。

○資産税課長：

年2回現場確認している。賦課をするときはGISも活用し、専用の図面を用いて滅失したものは年1回全てチェックしている。デジタル化したのは平成に入ってからで、過去には捕捉漏れもあったが、今は精度がかなり高くなっている。

会長：

登記所と情報の共有化はできるのか。

○資産税課長：

登記申請書は、登記所から通知される。今のところこの管内では紙ベースであるが、電子化されれば可能となる。

○委員：

震災によって福島ではこのような台帳が全て流されたという情報があったので、やはり電子化は大事だと思う。市でも登記所でも所有していたほうが良いと、ニュースを聞いたときに思った。

事務局：

GISに関しては、類似情報なので、飛行機を飛ばしたときに都市計画や道路もカバーすればいいのではないかと庁内で課題としていたが、実現していない。

会長：

固定資産税でももう少し精緻なデータを持ち、定期的な現地調査をして適正な課税をしていくのが本来の姿かと思う。そのデータを所有し共有化されていればわざわざ現地まで行かなくてもよくなり、人件費もかからなくなると思う。

委員：

西東京市では旧国土庁時代からやっている国土調査はされているのか。

○都市計画課長：

まだである。

○資産税課長：

全ての図り直し作業のことで、100年かかるだろうといわれている。調査がなされると、場合によっては評価額にも影響してくる。

○委員：

やっていないということは、基本的な境界確定ができていないということか。

○資産税課長：

それで境界確定のために測量図を取りに来られている。

○会長：

都市計画では、過年度分を30年程度は持っているということだった。過年度分の発行済みがあれば、現地調査しなくて済むということか。

○都市計画課長：

過去に同じ場所で申請が出ていれば、過年度分の資料を確認して発行している。地図に色塗りして管理しているため、過去に申請しているかどうか一目でわかるようになっている。

○会長：

都市計画はどの程度進んでいるか。都市計画が終わってれば図面も全部あると思うが。

○都市計画課長：

都市計画道路の整備は、38パーセント弱しか終わっていない。

会長：

そうすると3割についてはデータがあり、境界線もはっきりしていて、証明も簡単に出せる。そうではないのか。

○都市計画課長：

GISのデータ上には都市計画道路についても全て落ちている。道路台帳が完成されれば、現場に行く必要がない場合も考えられ、人件費の削減はできると思う。完成している都市計画道路でも、申請地と証明事項との位置関係を証明するうえで距離などの確認が必要であれば測りに行かざるを得ない。

○会長：

生産緑地について、現地調査は定期的にされているか。

○都市計画課長：

農業委員会と都市計画課の職員が1年に1度確認に回っている。証明は、台帳と照合して発行している。

○会長：

台帳と照合しているため、生産緑地の証明は1,200円程度で済んでいるということだ。いずれにしても2市は違うが、どの証明もだいたい上限が300円である。

○委員：

大事な資料はもっと高くてもいいのではないかと思います。誰でも簡単に申請できるというのは、人の財産をのぞき見できるということなので、ここに差があってもいいのではないかと思います。

○会長：

道路だと個人の資産と違って、だいたいわかっているのではないかと。

道路管理課長：

認定幅員は道路区域として市が認めているもので台帳に載っている。現況幅員は、経緯はわからないが、道路区域とずれている場合がある。そのため、現地に行って測る必要がある。

○会長：

ずれているというのは、どうしてわかるのか。

○道路管理課長：

申請に来た時に、認定されている幅員を証明するが、現況の幅員を証明してほしいと言われる

ことがある。それで現地で測っている。

○会長：

道路は国道などもあるが、それらも市に行けばわかるのか。

○道路管理課長：

市でわかるのは市道だけで、国道であれば国に、都道であれば都となる。

○会長：

データ化は進んでいないのか。

○道路管理課長：

道路管理システムを稼働させており、認定幅員や舗装種別は入っているが、GISで落とし込んだものではない。常に最新の情報を入れるとなると費用的にかかると考えている。

○会長：

東京都はものすごい量のデータを持っているので、西東京市も持っているかと思った。

○道路管理課長：

東京都は各自治体にデータを提出するよう照会をし、その情報を集約している。

○会長：

だから、それとこれとは関係してこないのか。

○道路管理課長：

関連性はあるが東京都は各自治体の台帳そのもののデータは持っていない。認定幅員と現況幅員がずれていることがよくある。

○会長：

認定幅員は台帳を見ればわかるということだが、これは何パーセントくらいか。

○道路管理課長：

認定幅員なら台帳からわかるが、実際に証明を出すとなると証明用に境界図をコピーする必要がある。ただし、境界図の大きさが旧市によって違うので、必要とする境界図を探すのに非常に手間がかかる。

○会長：

どちらが進んでいるのか。

○道路管理課長：

大きさが違うだけで、どちらも正しいものである。

○会長：

統一化はしないのか。

○道路管理課長：

今のところ予定はない。

○会長：

IT化を使って標準化すれば、もう少し3課ともかなり進んだデータが取れるのではないかと思

う。そうすれば原価計算もかからなくなるのではないかと思う。こちらからコスト削減する努力をされたらどうかという気持ちはある。

しかし、土地の境界は大変であるので、これから整理していかないといけない。

○資産税課長：

昔は隣の方との境が植木であることが多かった。それが垣根に変わったりしているがずれていることがある。昔は隣同士で仲が良かったけれども、2代目、3代目となるとそうはいかないこともある。国がやる国土調査は、実施して確定すればいいが、やはり時間がかかると思う。

○会長：

事務局としては、どのようにしたいのか説明していただけるか。

事務局：

原価計算との乖離が大きい証明手数料については、平成22年度の見直しにおいても審議会に報告させていただいており、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、適正化に努める必要があると認識している。これらは、人件費割合が高く、現場調査等が必要であり、データ化による事務効率もなかなか実用困難となることから、これ以上の原価の削減は現時点では難しいと考えている。

一方で、現在、東京都が行っている建築行政に関する事務について、庁内で検討をすすめている段階であり、今後、東京都から建築行政に関する事務の移管を受けた場合、相当程度の新たな手数料の設定が必要となることが見込まれている。その際に、新たに設定する手数料には、現場確認が必要となる手数料も多く、すでに実施している自治体の条例によれば、数万円から数十万円である。建築行政に関する事務の移管を受ける時期について、現時点では確定していないが、次回3年後の事務手数料の見直しのタイミングでは、一定の方向性が示せると考えている。

そのため、現時点において、現場確認等が必要で原価計算が高額となっている手数料については、現行金額で据え置くこととし、建築行政事務に伴う新たな手数料の設定とあわせ、現場確認に要する経費の算出についての考え方を整理した上で、見直しをしたいと考えている。

○会長：

東京都からの業務移管は確定されているのか。

○事務局：

確定はしていない。市は人口25万人以上になると自動的にその事務が移譲され、26市では、八王子市と町田市が該当する。東京都では15万人以上の都市は任意の判断でできることになっており、従来から本市では移管は検討課題だった。まちづくりと建築確認が一体的にできるので本来良いが、専門の職員が十数人必要となるので、コスト的にかかるのでなかなかといった状態だった。しかし現在、調査、検討をしており、移管を受ける方向性で、かなり具体性は帯びている。26年度からの次期の総合計画の早い計画年次には移管されるのではないかと思う。

○会長：

西東京市の人口はどのくらいか。

○事務局：

約198,000人である。要件には達している。

○会長：

事務手数料が300円を超えた市は、それほどない。事務局からの提案は、見直しは次回の3年後

とし、今回は現行据え置くということである。

とはいえ、皆さんの意見もあるので、付帯事項というような形で、原価計算と乖離のある事務手数料については、将来的な移管も含めて、必ず見直すということを入れてもらいたい。

もう少しITを使っていると思ったが、意外とできていない。この部分はどうか。

○事務局：

地域情報化はかなり進んでいるが、地図情報については遅れている。

○会長：

そういうものがうまくできれば、非常にコストは下がっていく。そうすると300円に限りなく近づいていく。むしろそちらを進めていただきたい。

○委員：

乖離が大きすぎるので調整は要るのではないかと思う。

○委員：

市はこの問題については十分認識している。

○会長：

では、付帯事項としてIT化も進めてほしいと入れさせていただく。

議題2 スポーツ施設使用料の適正化について（諮問）

○企画部長：

（米田会長へ諮問）

諮問内容：

南町スポーツ・文化交流センターの施設使用料を次のとおり新設する。

（駐車場）

1区分 200円／30分

ただし、施設利用者にあつては、駐車時間から1時間までを無料とする。

また、駐車場開場時間の範囲において上限を1,200円までとする。

実施時期：平成25年9月1日（予定）

○スポーツ振興課長：

資料2～6に沿って説明

○会長：

諮問文別紙には「貸切り利用」に金額が入っていないが、貸切りなら料金は取らないということか。また、「（大）、（小）」とは何か。

事務局：

西東京市スポーツ施設条例の別表の形式に則って記載したが、貸切りはない。「（大）、（小）」は大人と子どもの料金であり、個人利用の大人の欄に記載させていただいた。

○会長：

同じ敷地の田無庁舎は有料化されている。施設利用者以外は車を置いていないか。

スポーツ振興課長：

施設窓口で駐車券をもらうため、利用者以外は置いていない。有料化した場合は、巡回により確認していく予定である。

○会長：

原価計算書の建物建築経費が約650万円ということだが、具体的には何か。

事務局：

南町スポーツ・文化交流センター全体の工事費約10億円から、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に則り、合併特例債などによる国都からの交付税を除くと約1億9,000万円である。これを駐車場部分の比率3.4パーセントで計算している。

○会長：

合併特例債は特殊なものであり、費用としてかかるのは事実である。この原価計算はあまりにも安いと思う。

事務局：

合併特例債は、借りた金額の7割が交付税で補填される仕組みである。計算として見込むことは可能であるので、次回資料をご用意したい。

○委員：

スポーツやセミナーに参加する人は、1回で2時間はいるので、普通に考えると高いと思う。

○事務局：

最初の1時間は無料である。

○委員：

アスタ市営駐車場の料金は、本審議会で決定したが、2,000円購入したら無料となっている。店舗の人が決めたのか。

○事務局：

無料とした分はアスタの負担になっている。

○委員：

南町スポーツ・文化交流センターも、受託する業者が決めることはないか。

○事務局：

指定管理となるので、業者が決めることはない。

議題3 その他

事務局：

今回は12月下旬から1月上旬を予定している。引き続ききらっと駐車場の有料化についてご議論いただきたい。